| | |
|---|---|
| 港湾勘定 | 廃棄物処理施設整備事業費補助 |
| | 港湾改修事業 |
| | 作業船建造 |
| | 港湾改修事業費補助 |
| 空港整備勘定 | 沖縄港湾改修事業 |
| | 空港整備 |
| | 北海道空港整備 |
| | 離島空港整備 |
| | 沖縄空港整備 |
| | 沖縄空港整備事業費補助 |
| | 航空路整備 |

3　繰越経費

財政法第34条の２第１項の規定により平成22年度において指定された経費で、平成23年度に繰り越されたもののうち、前２号に掲げるもの以外のもの。

**○財務省告示第百十五号**

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十三年四月一日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

財務大臣　野田　佳彦

「日興コーディアル証券株式会社」を「ＳＭＢＣ日興証券株式会社」に改める。

**○財務省　農林水産省告示第七号**

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成三年七月三十一日大蔵省　農林水産省告示第五号（食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　鹿野　道彦

本則中「食品流通構造改善促進法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、本則を一とし、本則に次のように加える。

二　法第六条第一項第二号に掲げる資金のうち次に掲げる事項を行うのに必要なもの

1　品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

2　情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

3　卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

4　卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資

**○文部科学省告示第六十八号**

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第１条の二第１項及び第１条の三第１項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

平成二十三年四月一日

文部科学大臣　髙木　義明

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|---|---|---|
| 二十五歳未満 | 四、九二〇円 | 一二、七五〇円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 五、五六五円 | 一三、〇二八円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、〇九〇円 | 一六、〇二八円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 六、五三九円 | 一八、五〇〇円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 六、七四九円 | 二二、〇六五円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 六、八八円 | 二三、七五〇円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 六、二七四円 | 二四、四〇九円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 五、五四九円 | 二三、一八三円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 四、六二九円 | 二〇、七五四円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 三、九四〇円 | 一五、二一七円 |
| 七十歳以上 | 三、九四〇円 | 一二、七五〇円 |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

**○文部科学省告示第六十九号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十二条の規定に基づき、租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月一日

文部科学大臣　髙木　義明

租税特別措置法第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示の一部を改正する告示

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第七十二号）の一部を次のように改正する。

表中「財団法人東京都私学財団」を「公益財団法人東京都私学財団」に改める。

**附　則**

この告示は公布の日から施行する。